

新型コロナウイルス感染症への対応等について

(1) これまでの取組概要

- 7都道府県に対して発出された緊急事態宣言が4月16日に全国に拡大されたことに伴い、基本的な感染予防の徹底や不要不急な外出の自粛などが要請された。そういった中でも、保育所やこども園等については、保護者が就労等するなどしており、家で1人であることができない年齢の子供が利用する施設であることから、感染の予防に留意した上で開所し、社会機能の維持等に寄与した。
- また、経済活動の縮小によって収入減少した子育て世帯の生活への影響を考慮し、各種の給付金を支給し家計支援を行った。

(2) こども園等での主な取組

① 登園自粛のお願い

感染拡大を防止するため、4月18日から5月31日までの間、家庭での保育が可能な園児について登園自粛をお願いし、その期間中の登園自粛をした日数に応じて保育料等の減免を行った。

② イベント等の縮小や中止

こども園等で計画していたイベントについては中止したものもあるが、参観日など参加人数の制限など感染対策を講じ実施した。

③ その他の事業

地域子育て支援拠点事業については3月頃から休止し6月中に再開した。

広島中央地域連携中枢都市圏で実施を予定としていた婚活イベントについては中止とした。

(3) 子育て世帯に対する支援について

制度名称		内容
子育て世帯への臨時特別給付金	対象者	令和2年4月分の児童手当の受給対象となる子供
	支給額	1万円／1人当たり
ひとり親家庭等支援臨時給付金	対象者	令和2年4月分の児童扶養手当の支給を受けた世帯
	支給額	3万円／1世帯当たり
子育て家庭等生活支援給付金	対象者	令和2年4月から5月に生まれた子供、令和2年8月末までに母子手帳の交付を受けている妊婦
	支給額	1万円の商品券／1人当たり
ひとり親世帯臨時特別給付金 (基本給付)	対象者	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯など
	支給額	5万円(第2子以降は3万円)／1世帯当たり
ひとり親世帯臨時特別給付金 (追加給付)	対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少している児童扶養手当受給世帯など
	支給額	5万円／1世帯当たり
新生児応援給付金	対象者	令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれ、竹原市で住民登録される子供を養育する保護者(母親が竹原市の住民基本台帳に登録されていること)
	支給額	10万円／1人当たり